

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
9月4日
(金曜日)

目次

○告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定の解除 (環境政策課) 五
- 指定施業要件の変更予定保安林 (山口市) (森林整備課) 五



山口県告示第三百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年九月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	使用の方法
四七―ハ (二基)	〇・〇〇五 ($\frac{m^3}{日}$)	令和八、一 一、一	令和九、一〇 二、一〇	令和九、一 三、一	断続	時間〇・〇一 時の使用 季節的変 動の概要
四七―ハ	($\frac{m^3}{時}$)〇・三	〃	〃	〃	間〇・一時	〃
〃	($\frac{m^3}{日}$)〇・〇二	〃	令和八、一八 一、一八	令和九、一 二、一	〃	時間〇・〇一
〃	〇・〇〇五 ($\frac{m^3}{日}$)	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	令和九、一〇 二、一〇	令和九、一 三、一	〃	〃

備考 「四七―ハ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

る。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年九月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 UBE株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供するろ過施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供するろ過施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚水等の一日当たりの量（ m^3 ）
		通 常 最 大	水素イオン濃度 （水素指数）	化学的酸素要求量 （ mg/l ）	浮遊物質 （ mg/l ）	鉍油類 （ mg/l ）	窒素 （ mg/l ）	
		通 常 最 大		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

No. 10 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	七・五	〃	八・三	〃	〃	〃	七・五	〃	七・二	〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・六	常	大
〃	四・五	〃	三・一	〃	〃	〃	三・五	〃	五・六	〃	一〇・九	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	八	〃	一七	〃	二〇	常	大
〃	一三	〃	〃	〃	七	〃	一八	〃	一二	〃	一五・九	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五	常	大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	最	鉍油類 (mg/l)
〃	五・八	〃	〃	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	一	〃	三一五・一	通	窒
〃	二三	〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	七	〃	四八	常	大
〃	〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〃	〃	〇・〇五	〃	〇・〇六	〃	〇・〇五	通	素
〃	一・八	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・一八	〃	〃	〃	〇・六四	常	大
七七、五〇八・三	七七、五〇六・四	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃	一八、〇〇〇	四二、四四五・三	四二、三〇一・三	二八、〇七一・五	二八、二二三・五	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
八五、一三六・五	八五、一三二・六	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃	二〇、〇〇〇	四四、六九二・六	四四、五四八・六	三五、七八二・五	三五、九二四・五	常	最
												大	

五
排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設			
処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	七・五
〃	〃	〃	九・六
〃	〃	〃	四・五
〃	〃	〃	二〇
〃	〃	〃	一三
〃	〃	〃	二五
〃	〃	〃	三
〃	〃	〃	五・八
〃	〃	〃	二三
〃	〃	〃	〇・二二
〃	〃	〃	一・八
七、五〇八・三	七、五〇六・四	七、五〇八・三	七、五〇六・四
八五、一三六・五	八五、一三二・六	八五、一三六・五	八五、一三二・六

山口県告示第三百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第四十五号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和八年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る形質変更時要届出区域

岩国市装束町六丁目三四二の四・三四六の一・三四六の四・三四六の七から三四六の一〇まで・四六五の五・五五七の九・五五七の一から五五七の一三までの一部

二 特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

山口県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和八年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東篠目字小豆畑一三〇一、一一三〇二の一、一一三〇三、一一三〇四、阿東地福上字津々羅一一六八〇・字下深山一一六八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字本谷一一六八二、字草岩一一六八三の一六二から一一八六三の一六五まで、一一六八三の一六七から一一六八三の一六九まで、字杉藪一一六八四の一・一一六八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

令和八年九月四日発行

發行所

山口県知事